



15 経営第 6919 号
平成 16 年 3 月 18 日

関 東 農 政 局 長 殿

経 営 局 長

住宅の敷地に付随する土地において花きや野菜等の作物の栽培が行われている場合の農地法の適用について

このことについては、「構造改革特区の第 3 次提案に対する政府の対応方針」（平成 15 年 9 月 12 日構造改革特別区域推進本部決定）において、その解釈を明確化することとされたところであるが、下記のとおり解するのが適当であるので、御了知の上、その運用について特段の御配慮を御願います。

なお、貴局管内都府県に対しては貴職から通知するよう御願います。

記

花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ると認められない場合には、当該部分が現に耕作されていても農地法第 2 条第 1 項の「農地」には該当しない。

したがって、このような利用が行われている土地について、住宅の敷地と一体のものとして売買等を行う場合には、農地法に規定する農地の権利移動の許可を受ける必要はない。

